

防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

○新たな総合防災情報システムの運用開始

- ・防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約

○水害対策の強化

- ・道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化

○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- ・自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
- ・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

○活動火山対策の強化

- ・火山調査研究推進本部の設置
- ・「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
- ・登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

○災害支援ナースの充実・強化

<水防法及び気象業務法の改正>

○国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

○緊急通行車両確認標章等の事前交付

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

○被災地の情報収集及び進入方策

- ・車両や資機材の充実・小型化・軽量化
- ・無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
- ・海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
- ・道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化

○自治体支援

- ・派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
- ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化

○避難所運営

- ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
- ・避難所における生活用水の確保
- ・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
- ・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
- ・保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化

○物資調達・輸送

- ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

<その他各省庁における振り返り>

○長時間継続する津波の見通し等に関する解説

○より実態に即した液状化リスク情報の提供

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。